



# 取引ガイド修正箇所（抜粋）

一般社団法人電力需給調整力取引所 事務局  
2025年12月11日  
(2025年12月19日更新)

修正

## 1-2. リソース等が満たすべき要件

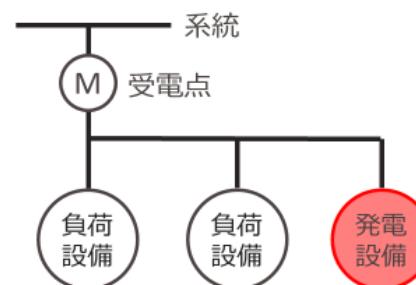
### b. 対象リソースに関する要件(4/6)

28

- 一次調整力において、監視方法がオフラインの場合で需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースを用いる場合に限る）を用いるときは当該リスト・パターンに含まれる自家発における電源種別および燃料・発電方式等は、火力（水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス（専焼のみ）、LNG（アンモニア混焼を前提としたLNG火力のみ））、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）付火力、水力（揚水、一般（貯水式、自流式））、蓄電池、地熱、原子力、太陽光、風力である必要があります※<sup>1, 2</sup>。

※1 受電点以下に複数の自家発が存在し、一つでも当該電源に該当しない自家発が含まれる場合は、参入不可

※2 機器点参入する場合、機器点より受電点側にある電源種別および燃料・発電方式等は問わない



発電設備の電源種別および燃料・発電方式等が  
以下に該当する場合はオフライン枠に参入可能

No. 50,87を受け  
※2を追記

電源種別	燃料・発電方式等
火力	水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス（専焼のみ）、LNG（アンモニア混焼を前提としたLNG火力のみ）
CCS付火力	—
水力	揚水、一般（貯水式、自流式）
蓄電池	—
地熱	—
原子力	—
太陽光	—
風力	—

出所) 第42回需給調整市場検討小委員会（2023.9.27）資料3および  
第45回需給調整市場検討小委員会（2024.2.7）資料3をもとに作成

[https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2023/files/jukyu\\_shijyo\\_42\\_03.pdf](https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2023/files/jukyu_shijyo_42_03.pdf)  
[https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2023/files/jukyu\\_shijyo\\_45\\_03.pdf](https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2023/files/jukyu_shijyo_45_03.pdf)



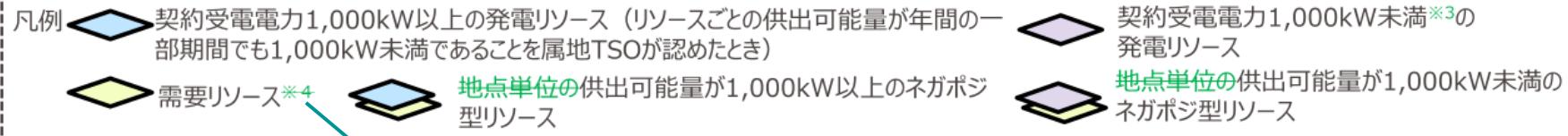
修正

## 1-2. リソース等が満たすべき要件

### b. 対象リソースに関する要件(5/6)

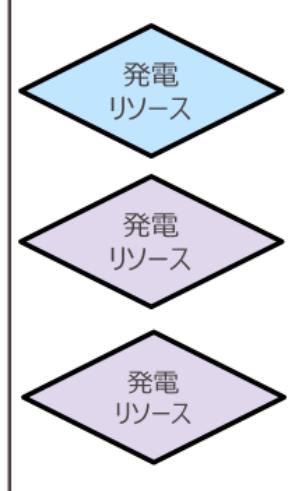
29

- 各リスト・パターン※1を用いた入札のイメージは以下のとおりです。

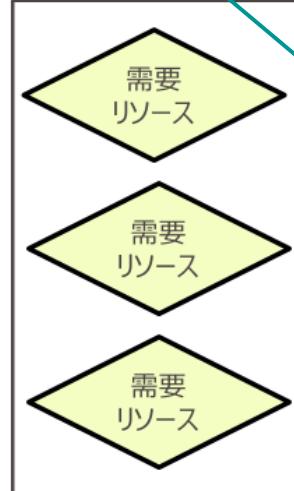


#### 【各リスト・パターンの例】

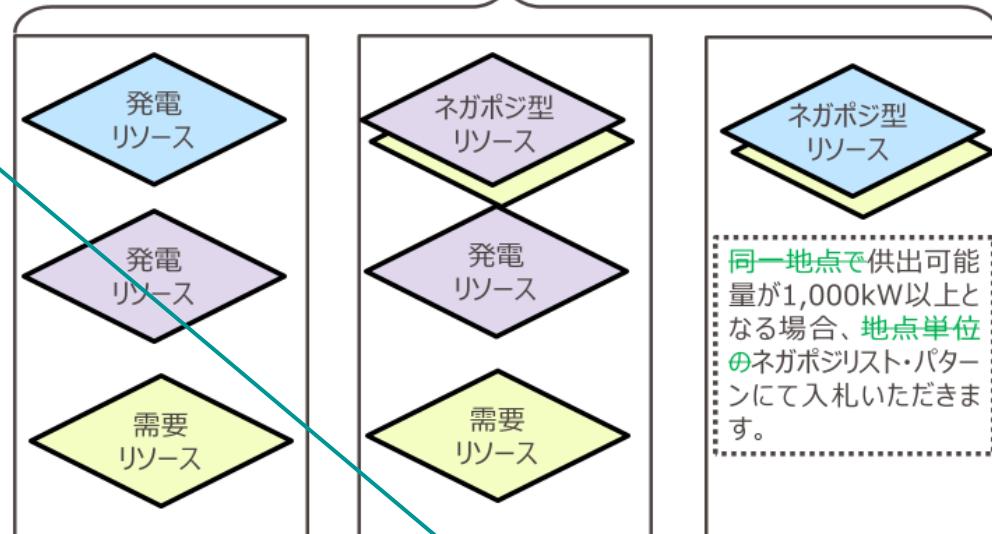
##### 発電機リスト・パターン



##### 需要家リスト・パターン



##### ネガポジリスト・パターン※2



※1 一次調整力で監視方法がオフラインで入札する場合は、各リスト・パターンを用いて入札いただきます。

※2 ネガポジリスト・パターンにおいても、1,000kW未満の発電リソースのみまたは需要リソースのみのパターンを設定することができます。

※3 機器点参入の場合は、機器点リソースで供出できる電力の最大値が1,000kW未満の発電リソース

※4 機器点参入の場合は、機器点リソースの最大消費電力が1,000kW未満の需要リソース

No. 72を受け修正

## (参考) 特定計量システムの概要

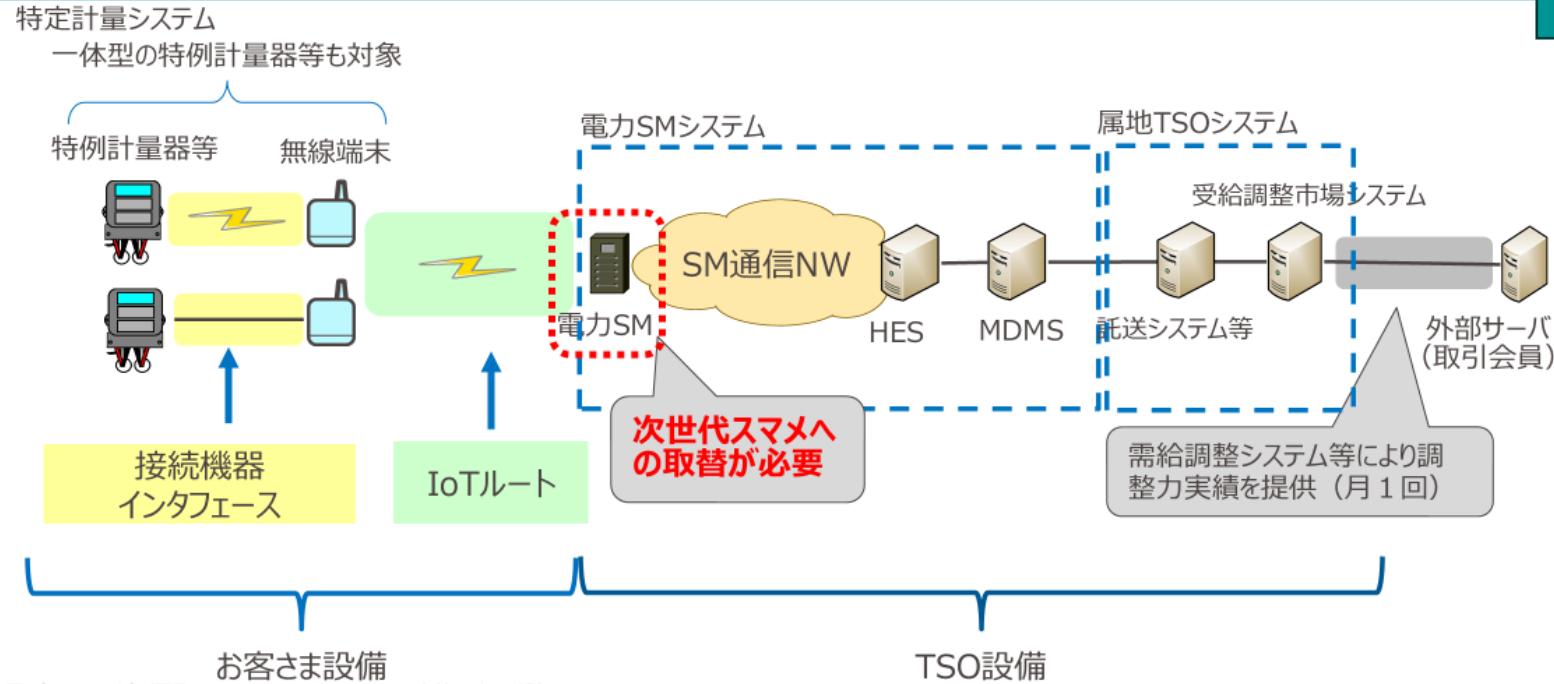
新規

68

- 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行うものです。※
- 特定計量システムは、2026年4月から開始となります。  
(低圧を対象とする取引から開始となり、高圧を対象とする取引は2027年4月から対象となります。)
- 詳細の構成イメージは以下のとおりです。

※ 機器点で参入するリソースを活用する場合、属地TSOから調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供いたします。機器点単位での差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行いません。

No. 29,54  
を受け修正



出所) 特定計量 (IoTルート) 運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋の上一部加工  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/jisedai\\_smart\\_meter/pdf/20220531\\_4.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf)

三次② 三次① 二次② 二次① 一次 複合



取引規程 第1章 第2条

# 1-3. 機器個別計測・低圧リソース導入 g. 調整電力量の算定 (5/5)

新規

97

- 低圧機器点で需給調整市場に参入した場合においては、リソースが属する小売電気事業者ごとかつ発電 BG ごとに実績を積み上げたうえ、調整力を算定いたします。

**【小売電気事業者単位に調整力を合算】**

・調整力 = 調整力(発電) + 調整力(需要)

**<発電リソースの調整力>**

・調整力(発電) =  $\Sigma$ 発電実績※1 - 低圧機器点発電基準値

※1 発電量調整供給契約有り及び受電点の計量器に逆潮流がある場合 : 発電実績 = 計量値(機器点の逆潮流)

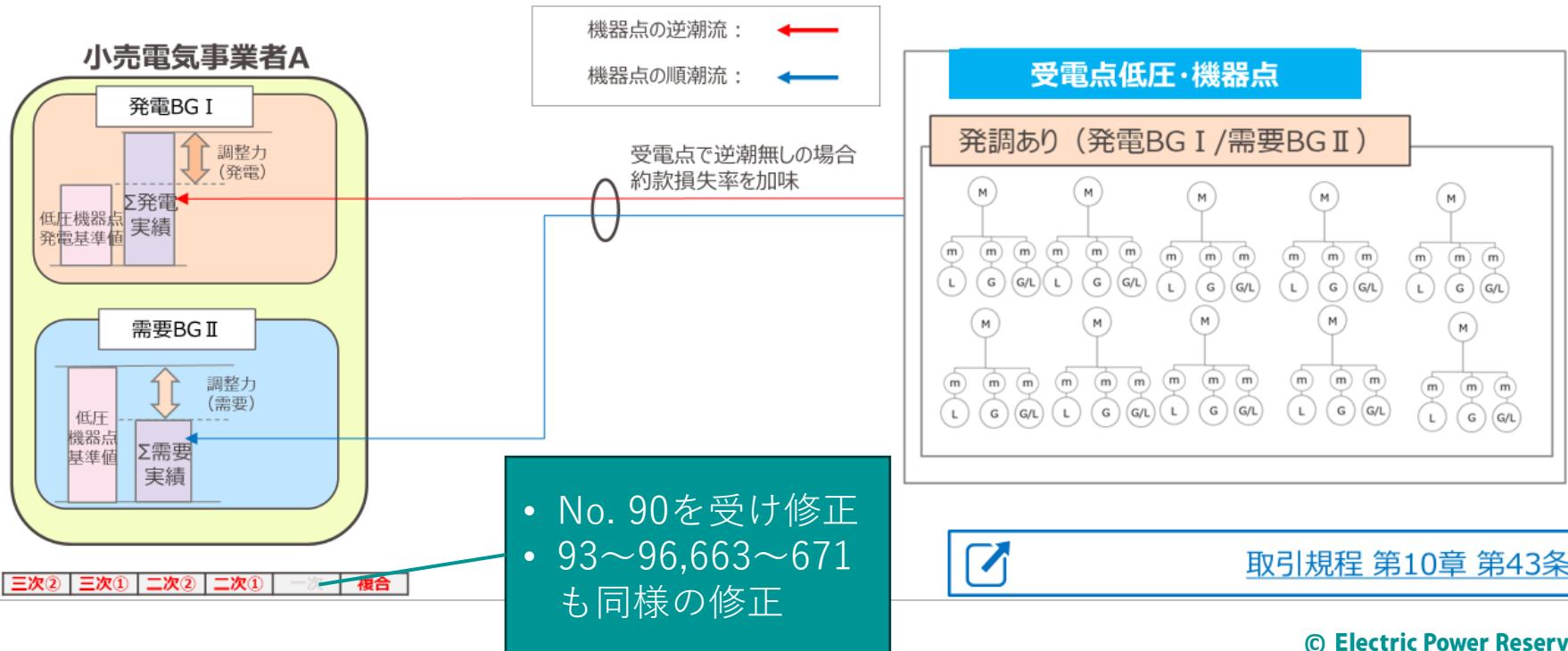
その他の場合 : 発電実績 = 計量値(機器点の逆潮流) / (1 - 約款損失率)

**<需要リソースの調整力>**

・調整力(需要) = 低圧機器点基準値 -  $\Sigma$ 需要実績※2

※2 発電量調整供給契約有り及び受電点の計量器に逆潮流がある場合 : 需要実績 = 計量値(機器点の順潮流)

その他の場合 : 需要実績 = 計量値(機器点の順潮流) / (1 - 約款損失率)



## (参考) 各リスト・パターン入力支援ツールに入力いただくデータ (1/2)

修正

105

- 各リスト・パターン入力支援ツールの記載項目と利用用途等は以下のとおりです。
- なお、参入点が受電点のネガポジ型リソースの場合、参入点の供出方法をネガワットとポジワットにデータを分け、それぞれ提出いただきます。
- また、落札結果等、市況分析に必要な項目については、電力・ガス取引監視等委員会における検討次第で変更となる可能性があります。

記載項目	利用用途
参入点情報	参入点および参入点における供出方法を特定するため。
地点名称および場所（住所）	各地点特定番号に対する突合せに利用するため。
電圧区分（受電点）	リソースごとの対象となる損失率を特定するため。（リソースの受電点電圧を記載）
群コード	群内のリソースにおける参入点および小売電気事業者等が同一であるかを確認するため。
供給地点特定番号	リソースの受電点情報を確認するため。
契約電力（kW）	入札量上限と、大小関係を確認するため。
所属小売事業者情報	インバランス算定において対象となる調整電力量を需要リソースへ電気を供給する小売電気事業者の需要実績へ加算するため。
所属需要抑制BG情報	対象の需要リソースが需要抑制契約を締結している場合で、同時に需要抑制指令が発動した際に、精算時に需要抑制量を切り分けるため。
受電地点特定番号	リソースの受電点情報を確認するため。
契約受電電力（kW）	入札量上限と、大小関係を確認するため。
電源種別、発電方式、火力燃料種別	調整電源の運用状況の確認を行うため。
系統コード	広域機関に提出された発電販売計画を確認するため。
所属発電事業者情報、所属発電BG情報	広域機関に提出された発電販売計画を確認するため。
機器点特定番号	リソースの機器点情報を確認するため。
再エネ対象電源の有無	対象地点において再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象電源が含まれているかを確認するため。
揚水等特措の適用有無	属地TSOの定める託送供給等約款における、揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置の適用有無を確認するため。
変圧器情報	機器点における変圧器ロス率を確認するため。

No. 34を受け  
修正




修正

## 2-2. 事前審査 d. 第21条（性能確認等）第1項(1)に定める性能確認)(1/8)

110

- 取引会員はMMSを通じて、~~102~~スライドに記載の関係諸元を登録および事前審査申請をしていただき、属地TSOは当該申請の対象が単独発電機の場合、または各リスト・パターンにおいてMMSの性能確認省略が「OFF」※の場合、希望する商品の性能確認を第21条（性能確認等）第1項(1)にもとづき実施します。
- ~~第21条（性能確認等）第1項(1)に定める性能確認では、提出された単独発電機または各リスト・パターンが第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していることを提出された性能データにもとづき原則3ヶ月以内に確認します。~~
- 提出いただく性能データは、各商品のスライドを参照ください。なお、性能データのうち稼働実績データ等については当事者以外（メーカー、請負会社等）が作成したもので現状の機能を反映した最新のものとしていただきます。ただし、実証事業等に活用したデータについては、属地TSOが認めた場合には、当事者が作成したものでも可能とします。

※ 詳細は「2-8. マスタパターンおよび各リスト・パターンの変更」をご参照ください

No. 96を受け修正



三次② 三次① 二次② 二次① 一次 複合

※ MMS上の電源承認は契約締結後に行います。



取引規程 第3章 第21条、第22条

## 2-4. 入札

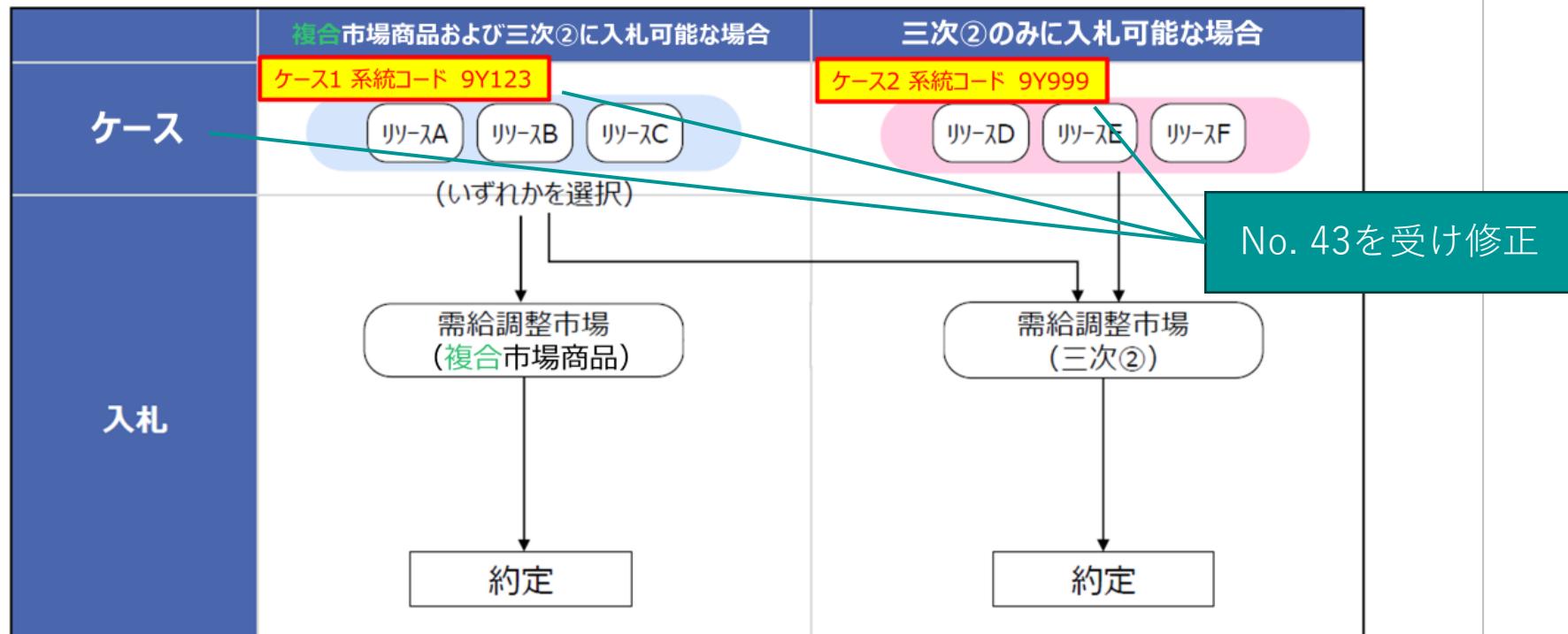
### a. 入札の方法 (2/7)

修正

286

- 複合市場商品および三次調整力②に応札する場合、各リスト・パターンは商品ごとに管理します。
- 複合市場商品および三次調整力②に入札可能な各リスト・パターンは、同一の時間帯において、どちらか一方の市場にのみ入れできます。

#### 【複合市場商品および三次②への応札におけるパターン管理】



※複合市場商品と三次②のパターンにおいて相互でリースが重複すると、同一時間帯で双方約定した場合に、そのリースの応動が二重計上され、期待した応動が得られない可能性がある。さらに約定処理時のリースの重複確認も複雑となることから、リースの重複は不可とする。

出所）第17回需給調整市場検討小委員会（2020.6.12）資料2-3をもとに作成  
[https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyu\\_shijyo\\_17\\_02\\_03.pdf](https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2020/files/jukyu_shijyo_17_02_03.pdf)

三次② 三次① 二次② 二次① 一次 複合



取引規程 第5章 第31条

## 2-6. 発電販売計画および 基準値計画の提出方法（3 / 5）

修正

312

- 各リスト・パターンを用いる場合は、「属地エリアごと」、「商品区分ごと」、「基準値の設定方法ごと」に、原則として1系統コードを取得のうえ、マスタパターンを登録していただきます。
- 1系統コードを取得したマスタパターンにもとづく各リスト・パターンはそれぞれ最大499通り登録できます。※
- なお、異なる系統コードに属するパターン間および単独発電機とネガポジリスト・パターンの間でリソースを重複して登録することはできません。

※ 余力活用契約を締結しているマスタパターンで系統コードを取得している場合、機器点で入札するリソースを含むマスタパターンについては、当該系統コードとは別の1系統コードを取得のうえ登録する必要があります。

取引会員	エリア	リスト・パターン種別	商品区分	基準値設定方法	各リスト・パターン登録可能数
取引会員 A	エリア A	発電機 リスト・パターン ・ 需要家 リスト・パターン ・ ネガポジリスト・パターン 共通	三次調整力②	事前予測型 ・ 直前計測型	最大499パターン
			三次調整力①		最大499パターン
			二次調整力②		最大499パターン
			二次調整力①		最大499パターン
			一次調整力	事前予測型 ・ 直前計測型 ・ 逐次計測型 共通	最大499パターン
	エリア B			⋮	No. 43を受け修正
取引会員 B	エリア A			⋮	

※ 複数の商品区分に入札可能なリスト・パターンの場合は、「商品区分の組み合わせごと」に系統コードを取得し、登録可能。



取引規程 第2章 第19条

三次② 三次① 二次② 二次① 一次 複合

## 2-6.

発電販売計画および  
基準値計画の提出方法

## c. 基準値計画(1/5)

修正

326

- 需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（需要リソースまたはネガポジ型リソースを用いる場合に限ります）で約定した場合は、**約定した商品ブロックの開始1時間前の2コマの基準値と、約定対象時間帯の基準値計画もしくは機器点計画を約定した商品ブロックの開始時刻1時間前までに、需給調整市場システムへ登録※1いただきます。** ※1 基準値計画の未提出または不備（約定したパターン番号と基準値計画のパターン番号が相違している等）がある場合、当該約定した商品ブロックについて供出可能量はゼロとして扱います。
- なお、基準値計画は、1つの30分約定時計画提出ブロック内に約定商品ブロックが含まれるリスト・パターンを系統コードごとに1ファイル作成および提出いただきます（基準値計画は、48コマのうち約定した商品ブロックの基準値を記載した24時間を1つのファイルで提出いただきます）。

【約定商品ブロックと基準値計画の提出期限例】

• No. 21,47,77,108を受けカッコ書きを追記  
• 348,372,399,429スライドも同様の修正

4月4日 基準値計画	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	～	14:30	15:00	15:30	16:00
約定商品 ブロック有無	無	無	無	有	有	有	無	無	無	無	有	有
基準値計画 提出要否	不要	必要	必要	必要	必要	必要	不要	不要	必要	必要	必要	必要

基準値計画の提出期限(4月3日23時)

時間

対象時刻	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	～	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00 ～ 24:00	
基準値			190	180	180	180	170	-	-	160	160	170	150	170	160	170	-

約定商品ブロック

1時間前

約定商品ブロック

1時間前

※基準値計画の入力が不要なコマは、入力不要

三次② 三次① 二次② 二次① 一次 複合

取引規程 第6章 第34条

## 2-9. アセスメント

## e. アセスメントⅡ(6/11)

修正

537

- 指令値変更に伴い応動している時間において再度指令を受けた場合のアセスメントⅡの許容範囲は、下記のとおり算定します。

## ○許容範囲の算定

複数の「指令値変更に伴い応動している時間」が重複し、いずれの指令値も $\Delta k\text{W}$ 約定量の範囲内の場合、それぞれの変更前の指令値を、

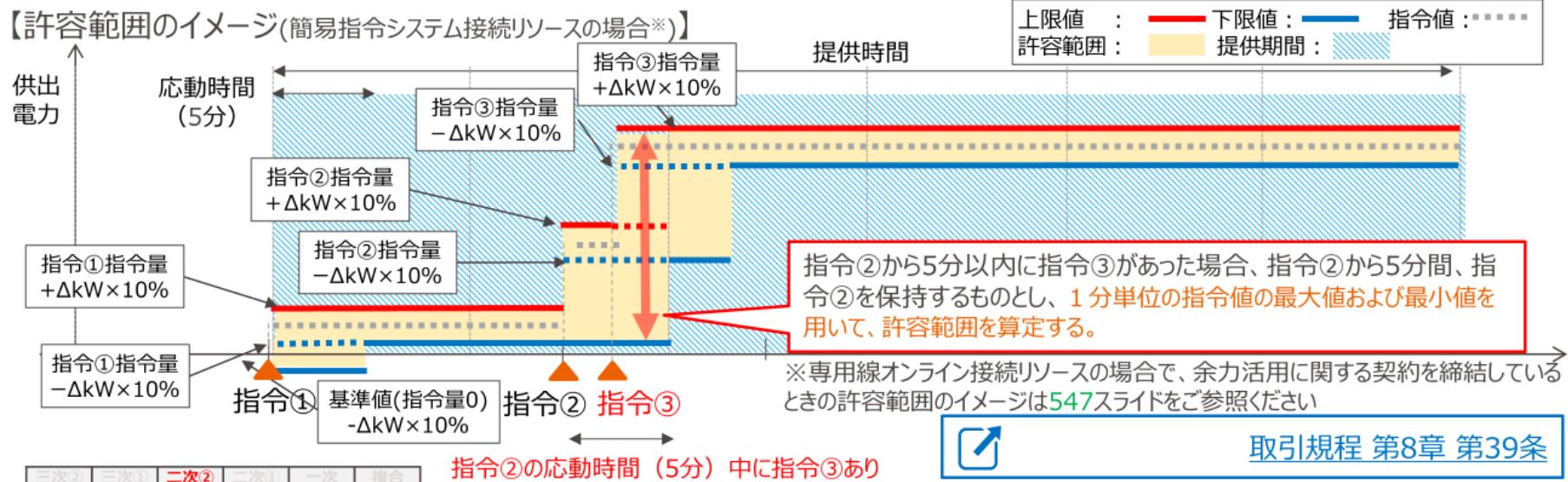
– 簡易指令システムで接続または専用線オンラインで接続（各リスト・パターンまたは余力活用に関する契約を締結していない単独発電機）する場合  
: 5分間

– 専用線オンラインで接続（余力活用に関する契約を締結している単独発電機）する場合※1  
: 各エリアのEDC仕様にもとづき指令値への到達を求める時間  
(200スライドのパターンa～cに示した事前審査時に到達を求める時間と同様)

保持するものとし、1分単位の許容範囲は、1分単位の指令値の最大値および最小値を用いて以下のとおり算定する。（なお、単独発電機の場合で、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択するリソースのとき、および、各リスト・パターンの場合は、指令値を指令量と読み替えます。）

「指令値の最小値 - 当該30分コマの $\Delta k\text{W}$ 約定量×10%」から「指令値の最大値 + 当該30分コマの $\Delta k\text{W}$ 約定量×10%」の間

※1 余力活用に関する契約を締結していない場合の指令を行った場合、属地TSOが指令を送信してから5分間とします。



## 2-9. アセスメント

## e. アセスメントⅡ(8/10)

新規

624

- 623スラの具体的な許容範囲の緩和イメージ。

&lt;供出可能量とΔkW約定量&gt; ※定格出力=800,000kW

単位:[kW]

	一次	二次①	二次②	三次①	複合商品 最大約定量
供出可能量	30,000	50,000	50,000	150,000	-
約定A	0	0	1,000	2,000	2,000
約定B	0	1,000	1,000	0	1,000
約定C	1,000	1,000	0	0	1,000
合計ΔkW約定量	-	-	-	-	4,000

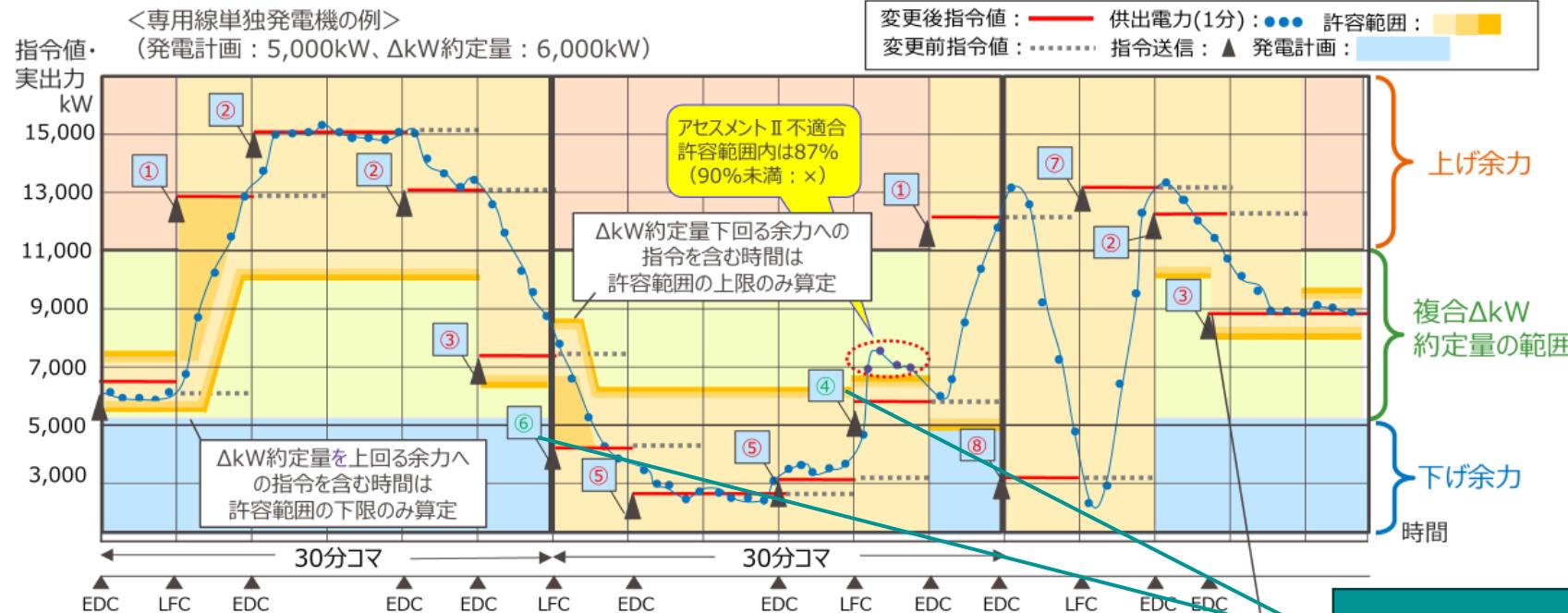
- ① 定格出力に対する合計ΔkW約定量の割合を確認  
 ・ $4,000/800,000 = 0.50\%$  ⇒(ハ) 合計ΔkW約定量が定格出力の0.56%より小さい場合に該当
- ② 供出可能量をΔkW約定量とみなし、619スライドに記載する(イ)から(エ)の許容範囲を組み合わせて算定した許容範囲  
 ・(イ)にて算出した許容範囲 :  $200,000\text{kW} \times 10\% = 20,000\text{kW}$   
 ・(ニ)にて算出した許容範囲 :  $50,000\text{kW} \times 10\% = 5,000\text{kW}$   
 ・(ホ)にて算出した許容範囲 :  $30,000\text{kW}$
- ③ (イ)から(エ)の許容範囲を組み合わせて算定した許容範囲を合計ΔkW約定量とした許容範囲  
 ・合計ΔkW約定量 = 4,000kW
- ④ ②と③のいずれか小さい方を許容範囲とする  
 ・② > ③であるため、4,000kWが許容範囲



(参考) 約定したリソースが余力活用に関する契約を締結し△kW約定量以上の  
余力の部分を使用した場合のアセスメントⅡについて (2/2)

修正

626



三次(2) 三次(1) 二次(2) 二次(1) 一次 複合



取引規程 第8章 第39条

## 2-6. 発電販売計画および基準値計画の提出方法

### a. 概要 (1/15)

修正

409

- 一次調整力において、 $\Delta kW$ のアセスメントは、「単独発電機で約定した場合」・「需要家リスト・パターンで約定した場合」・「発電機リストパターンで約定した場合」・「ネガポジリスト・パターンで約定した場合」のそれぞれにおいて、以下の計画等をもとに実施します。
- 一次調整力のみが単独商品で約定した場合は、当該提供期間については調整電力量の算定対象外となります。

	参入地点	電圧階級	アセスメントI	アセスメントII 専用端末オンラインで接続する場合	監視方法がオフラインの場合
単独発電機で約定した場合※1	—	発電販売計画	1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画	—※2	—※2
需要家リスト・パターンで約定した場合	事前予測型を選択しているとき	受電点	高圧以上 高圧受電点基準値	1分基準値電力計画（事前予測型）または属地周期基準値電力計画（事前予測型）	1分基準値電力計画（事前予測型）または1秒基準値電力計画（事前予測型）
		低圧	低圧受電点基準値	1分基準値電力計画（事前予測型）または属地周期基準値電力計画（事前予測型）	1分基準値電力計画（事前予測型）または1秒基準値電力計画（事前予測型）
		機器点	高圧以上 高圧機器点基準値(アセス用)	機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）	機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）
発電機リスト・パターンで約定した場合	直前計測型を選択しているとき	受電点	—	機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または機器点属地周期基準値電力計画（事前予測型）	機器点1分基準値電力計画（事前予測型）または機器点1秒基準値電力計画（事前予測型）
		低圧	—	地TSOと調整した送信周期ごとの需要実績（直前計測実績）	—
		機器点	—	少ごとの需要実績（託送供給等約款で定める損失率で修正した値）	少ごとの需要実績（託送供給等約款で定める損失率で修正した値）
逐次計測型を選択しているとき	—	—	5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の需要実績（託送供給等約款で定める損失率で修正した値）の平均値の30分ごとの平均値（6点の平均値）	5分ごとの区切りの開始時刻の直前5分間の、属地TSOと調整した送信周期ごとの需要実績（託送供給等約款で定める損失率で修正した値）	商品ブロックごとの需要実績（託送供給等約款で定める損失率で修正した値）
		受電点	高圧以上 発電販売計画 発電上限	1分発電計画電力または属地周期発電計画電力	1分発電計画電力または1秒発電計画電力
		低圧	発電計画合計 発電上限合計	1分発電計画電力または属地周期発電計画電力	1分発電計画電力または1秒発電計画電力
	機器点	高圧以上 高圧機器点発電基準値（アセス用） 高圧機器点発電上限	機器点1分発電計画電力または機器点属地周期発電計画電力	機器点1分発電計画電力または機器点1秒発電計画電力	機器点1分発電計画電力または機器点1秒発電計画電力
		低圧 低圧機器点発電基準値 低圧機器点発電上限	機器点1分発電計画電力または機器点属地周期発電計画電力	機器点1分発電計画電力または機器点1秒発電計画電力	機器点1分発電計画電力または機器点1秒発電計画電力

※1 揚水発電設備または蓄電池設備を用いて単独発電機により約定した場合の計画等の提出要否につきましては、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」「5. 計画等の提出」をご参照ください。

※2 監視方法がオフラインの場合については、「各リスト・パターン」のみが適用の対象となります。

• 斜線からハイフンへ  
修正  
• ※2 を追記

三次元 三次元 二次元 二次元 一次 横書



取引規程 第6章 第34条

## 2-6. 発電販売計画および基準値計画の提出方法

### b. 発電販売計画等 (2/3)

修正

427

- 単独発電機、発電機リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（発電リースまたはネガポジ型リースを用いる場合に限ります）で約定した場合は、約定した商品ブロックの約定対象時間帯の1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画※1を約定した商品ブロックの開始時刻1時間前までに、需給調整市場システムへ登録※2いただきます。
 

※1 専用線オンラインで接続する場合は1分発電計画電力計画または属地周期発電計画電力計画、監視方法がオフラインの場合は1秒発電計画電力計画または1分発電計画電力計画を登録いただきます。

※2 1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画の未提出または不備がある場合、供出可能量はゼロとして扱います。
- なお、2ブロック以上連続して約定した場合でも、1分発電計画電力計画、属地周期発電計画電力計画または1秒発電計画電力計画は約定した商品1ブロックにつき1ファイル作成および提出いただきます。（発電計画電力計画は、48コマのうち約定した商品ブロックの発電計画電力を記載した24時間を1つのファイルで提出いただきます）。

【約定ブロックと1分発電計画電力計画の提出期限例】

4月4日 基準値計画	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	～	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00 ～ 24:00
約定商品 ブロック有無	－	－	有	有	有	無	無	無	無	有	有	有	有	有	無
計画 提出要否	必要	必要	必要	必要	必要	不要	不要	必要	必要	必要	必				
▼ 提出期限(4月3日23時)															
対象時刻	23:00	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	～	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00
1分発電計画 電力計画	－	－	180	180	170	－	－	－	170	150	170	160	170	－	－

1時間前

約定商品ブロック

1時間前

約定商品ブロック

- No. 47を受けカッコ書きを追記
- 346,370,397スライドも同様に追記

※実際には、30分コマごとのkWhに加えて、1分ごとの発電計画電力を含みます。1分ごとの発電計画電力と発電販売計画は整合している必要があります。

また、1分発電計画電力計画を提出する場合は、アセメントを実施するために1分発電計画電力の線形補間を行い、1秒発電計画電力または属地周期発電計画電力を算出します。

三次(2) 三次(1) 二次(2) 二次(1) 一次 複合



取引規程 第6章 第34条

